

## 青少年育成青森県民会議表彰要綱

### 1 趣 旨

この要綱は、青少年健全育成の推進を図るため、次の活動を積極的に行っている団体及び個人などに対し表彰を行うのに必要な事項を定めるものとする。

#### (1) 奉仕活動

環境美化、社会福祉、事故防止などに貢献した活動。

#### (2) コミュニティづくりの活動

公共物の愛護、公衆道徳の向上、生活環境の美化及び浄化、その他地域の課題解決に取り組み、コミュニティの連帯と協調に成果をあげた活動。

#### (3) 文化体育活動

伝承文化の継承や振興、スポーツ、レクリエーションの振興等により、明るい地域、職場づくりに貢献した活動。

#### (4) 育成指導活動

青少年グループ、青少年団体の組織づくり、青少年の育成指導に特に成果をあげた活動。

### 2 表彰の対象

表彰は次の各号に該当するものである。

#### (1) 団体

##### ア 育成団体

- (ア) 団体としての活動年数が原則として5年以上のもの。
- (イ) 今後とも活動が継続されるもの。

##### イ 青少年団体

- (ア) 団体としての活動年数が原則として5年以上のもの。
- (イ) 原則として、26才未満の青少年によって構成されている青少年団体で、構成員が10人以上のもの。
- (ウ) 今後とも活動が継続されるもの。

#### (2) 個人

##### ア 育成者

原則として活動歴10年以上のもの。

##### イ 青少年

原則として活動歴3年以上のもの。

#### (3) 善行少年

年齢が小学校就学の始期から18歳に達するまでの者で、次の何れかに該当するもの。

- ア 危険をかえりみず、人命、財産を守ったもの。
- イ 奉仕活動を積極的かつ継続的に行っており、地域社会の人たちから感謝されているもの。
- ウ 公共物を大切にし、多くの人たちの模範となっているもの。
- エ 小さな善行をたえずくりかえし、地域の人たちに感謝されているもの。
- オ その他、上記に準ずる善行少年として表彰することが適当であると認められるもの。

(4) その他社会的貢献をしたもの

年齢を問わず、次の何れかに該当するもの。

- ア 1の(1)～(4)の活動をし、地域の人々から感謝されているもの。
- イ 公益、青少年の健全育成のための施設、土地、物件、又は多額の金品等を寄付して、地域の人々から感謝されているもの。
- ウ 賛助金及び寄付金1回につき10万円以上の納入者。

### 3 表彰の方法

表彰は、青少年育成青森県民会議会長（以下、「県民会議会長」という。）が、表彰状及び記念品を贈って行う。

### 4 表彰の決定

(1) 市町村長または関係団体の長は、2の「表彰の対象」に該当すると認められるものがあるときは、県民会議会長あて推薦する。

なお、各項目ごとに2以上の推薦を行う場合は優先順位を付すこと。

(2) 県民会議は、推薦のあったもの等の中から、原則として、委員会の議を経て被表彰者を決定する。

なお、表彰数は、原則として、2の(1)団体については4団体、2の(2)の個人については8名を基準とする。

### 5 その他

本会議が内閣府、県等から表彰候補者の推薦を依頼されたときは、本会議の被表彰者又は予定者の中から推薦するものとする。

### 附 則

- ・この要綱は平成13年3月6日から適用する。
- ・この要綱は令和2年4月1日から適用する。